

告示

埼玉県告示第三百二十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県 第五九七号
肥料の種類	副産植物 質肥料
肥料の名称	副産植物質 肥料18号
保証成分量（%） その他の規格	窒素全量 一・八 加里全量 八・八
生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日アグリア株式会 社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地